

第3期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画概要

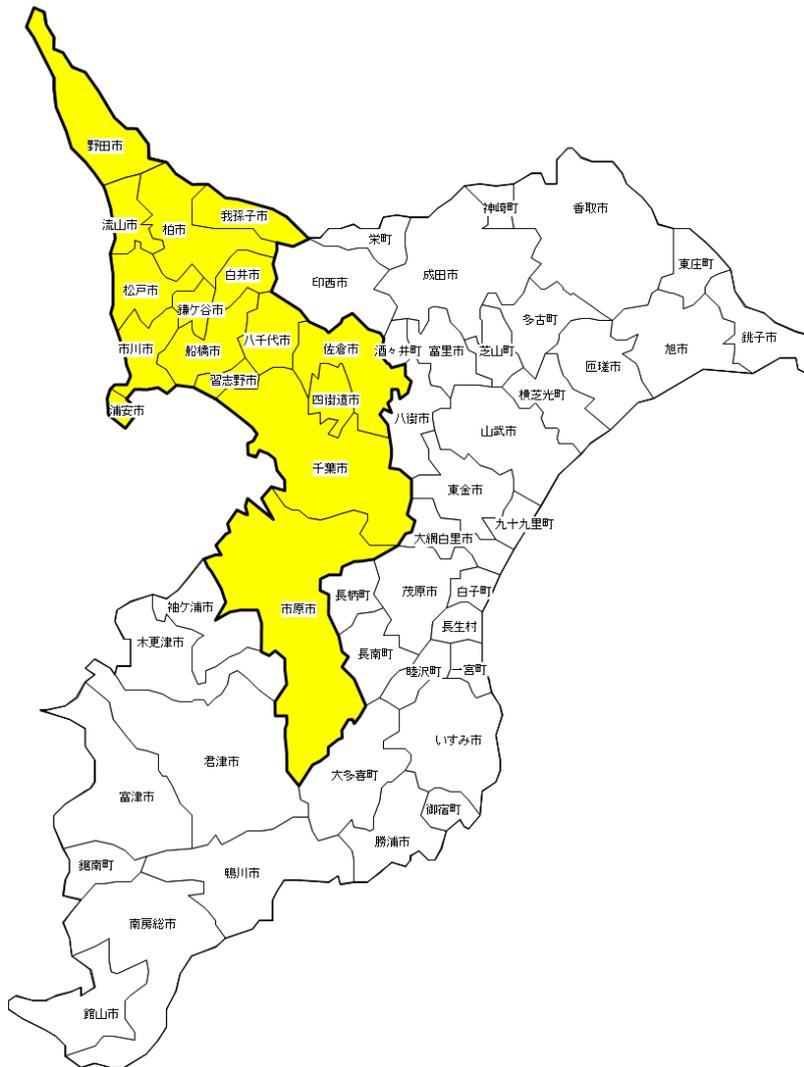
令和6年3月策定
環境生活部大気保全課

1 計画策定の趣旨

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」第7条第1項及び第9条第1項の規定により策定

2 対策地域の範囲

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市(16市)



窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

3 計画の目標及び達成期間

(1) 計画の目標

対策地域において、令和8年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。

(2) 計画の達成期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 計画達成の方途

- 自動車単体規制、車種規制、条例によるディーゼル車の運行規制及び低公害車の普及などの自動車排出ガス削減対策を継続する。
- 交通需要の調整・低減や交通流対策等を国、県、市、関係道路管理者及び交通管理者は連携を図りつつ、荷主・発注者及び関係事業者並びに県民の協力のもとに推進する。

施策に係る基本的事項

- ・自動車単体対策の強化等
- ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
- ・条例に基づく自動車排出ガスの低減対策の推進
- ・次世代自動車、低公害車の普及促進
- ・エコドライブの普及促進
- ・交通需要の調整・低減
- ・交通流対策の推進
- ・局地汚染対策の推進
- ・普及啓発活動の推進

5 第2期計画からの主な変更内容

○計画の達成期間

目標年度を平成32年度から令和8年度に変更する。

○計画達成の方途

「低公害車の普及促進」を「次世代自動車、低公害車の普及促進」に変更する。